

# 上越市 生成 AI 利用ガイドライン

2023 年 7 月 28 日 第 1.0 版 策定

## 1. このガイドラインの目的

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。このガイドラインは、上越市の業務で 2. の生成 AI を利用する際に注意すべき事項をまとめることで、安全かつ効果的に利用することができるよう、策定したものです。

なお、生成 AI を取り巻く環境は日々変化していることから、社会動向や世論等の変化を踏まえ、随時ガイドラインの見直しを行います。

## 2. このガイドラインが対象とする生成 AI

このガイドラインが対象とする生成 AI は「LoGo AI アシスタント bot」です。それ以外の生成 AI の利用は現状では禁止していますので、特別な理由から利用を必要とする場合は別途行政イノベーション課にお問い合わせください。

## 3. 質問入力に際して遵守すべき事項

生成 AI には多種多様なデータを入力することが可能ですが、法令遵守の観点から、次の事項に特に注意してください。

### (1) 機密性 2 以上の情報及び個人情報の入力禁止

生成 AI に指示を出すために入力する文章（以下「プロンプト」という。）は、AI の学習対象にならない設定とするなどの対策を講じていますが、プロンプトには機密性 2 以上の情報資産（「上越市情報公開条例」に定める非公開情報（法令秘情報や個人情報など）。別添、生成 AI 利用に関する Q&A を参照）の入力を禁止します。

プロンプトに入力する情報は、通常のウェブ検索と同様に、公表しても差し支えない範囲に留めてください。

（機密性の区分（上越市情報セキュリティ対策基準に関する要領第 12 条 抜粋））

分類	分類基準
機密性 3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、個人情報及びセキュリティ侵害が住民の財産等に影響を及ぼす情報資産
機密性 2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、機密性 3 には該当しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産
機密性 1	機密性 2 又は機密性 3 の情報資産以外の情報資産

※ 当該情報の分類の判別に関しては、一次的には情報セキュリティ管理者（各課等の長）に権限がありますので、所属内で判断の上利用してください。

### (2) 著作権及び知的財産権侵害の予防

生成された生成物が権利利益を侵害する可能性がありますので、プロンプトに既存著作物、登録商標、登録意匠、作家名、作品の名称を入力することを禁止します。

#### 4. 生成物の利用に際して遵守すべき事項

同様に、法令遵守や業務の正確性確保の観点から、次の事項に特に注意してください。

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性があること。

文章生成 AI は、インターネット上の情報の正誤を判断しているのではなく、「ある単語の次に用いられる可能性が高い単語」をプログラムの出力することで、生成物を出力していくものです。

生成物の内容は根拠や正当性、事実確認を職員により確認してから利用することとしてください。また、得られた生成物をそのまま対外的な資料や回答としないでください。

(2) 著作権及び知的財産権侵害の防止

生成物が既存の著作物と同一・類似している場合は当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。また、生成したキャッチコピーなどを公表し使用する行為は、登録商標や登録意匠の権利利益の侵害に当たる場合があります。

このことから、公表用として利用する場合は、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加え、登録商標・登録意匠の調査を行うようにしてください。